

添田町放課後児童クラブ基本計画

令和6年5月

添 田 町

目 次

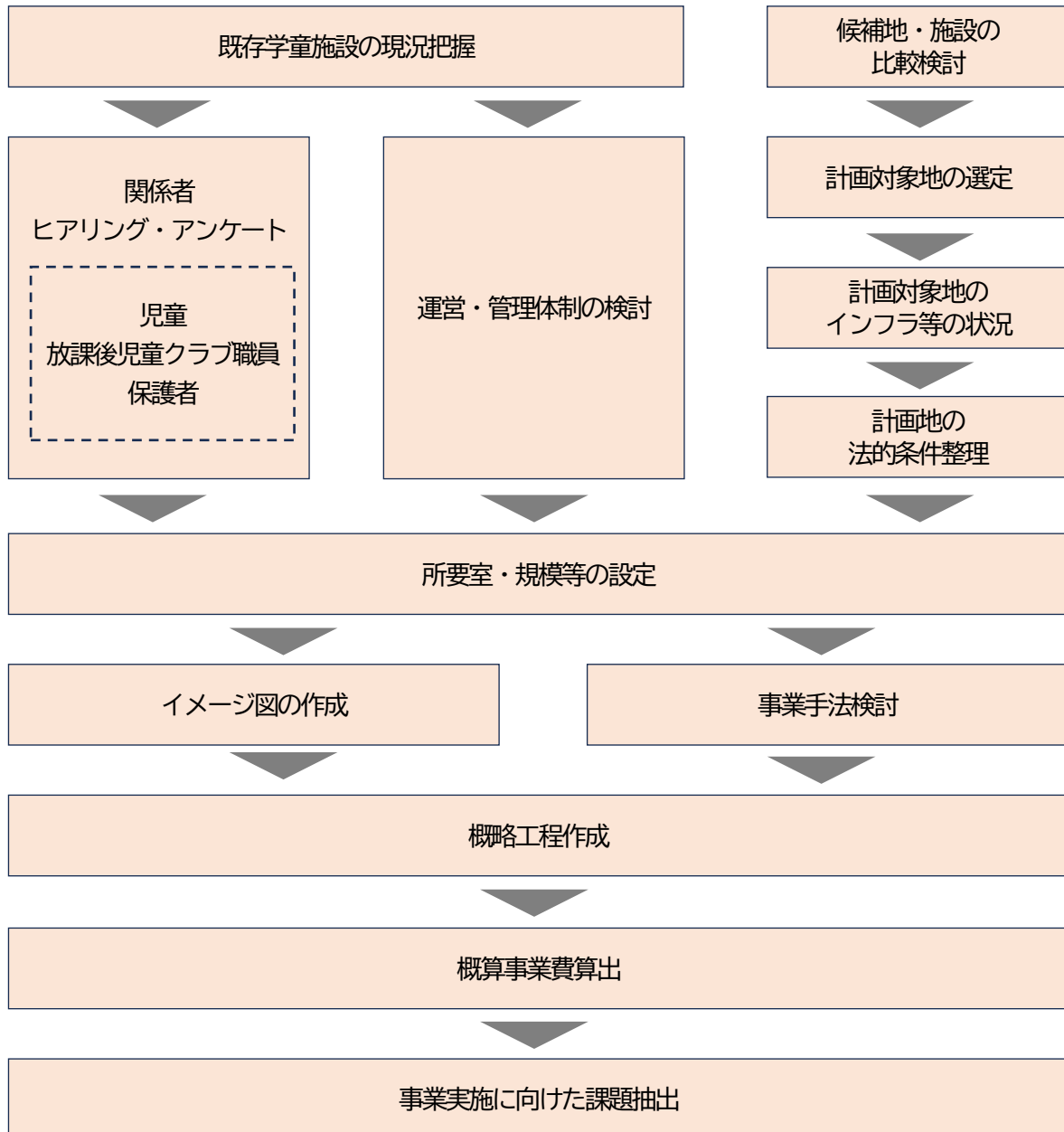
はじめに. 計画の目的・計画のフロー	3
(1) 計画の目的	3
(2) 計画のフロー	3
1. 既設放課後児童クラブの現況把握	4
(1) 既設放課後児童クラブの概要.....	4
(2) 児童数の状況	6
2. 職員・利用児童ヒアリング及び保護者アンケート	8
(1) ヒアリング概要.....	8
(2) 職員・児童ヒアリング結果.....	9
(3) 保護者アンケート概要.....	15
(4) 保護者アンケート結果.....	15
(5) まとめ	17
3. 計画候補地の条件整理	18
(1) 候補地の概要	18
4. 計画候補地の概要	20
(1) 地形状況	20
(2) ハザード	21
5. 法的条件の整理	23
(1) 計画地の法的条件.....	23
(2) 関係法令について.....	23
6. 基本計画	27
(1) 計画理念・コンセプト.....	27
(2) 施設を構成する支援単位.....	28
(3) 敷地設定・敷地利用.....	28
(4) 所要室・規模	29
(5) 運営・管理体制.....	30
(6) 基本計画の検討.....	31
7. 事業手法の検討	38
(1) 事業実施方式	38
(2) 支払方式	38
8. 実施工程	39
(1) 全体工程	39
(2) 新たな放課後児童クラブ完成までの対応.....	39
10. 概算事業費	40
11. 今後の課題	41

はじめに. 計画の目的・計画のフロー

(1) 計画の目的

令和7年4月開校予定の添田町立新小中学校の建設に伴い、新たに統合整備される添田町放課後児童クラブの今後のあり方を見据え、候補地の比較検討、機能構成の方針検討等を行い、配置ゾーニング、平面イメージ等の基本計画を策定することを目的とする。

(2) 計画のフロー



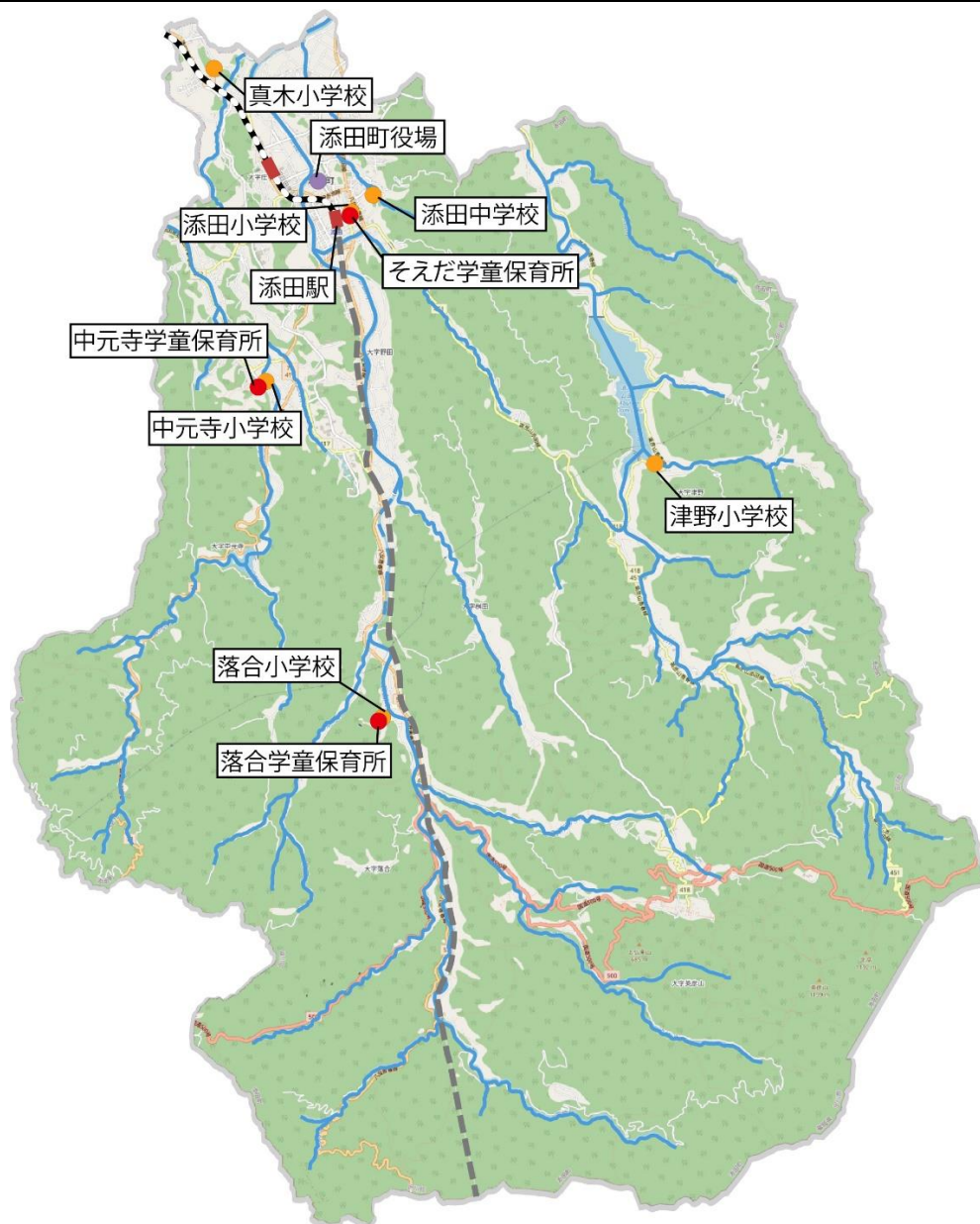
1. 既設放課後児童クラブの現況把握

(1) 既設放課後児童クラブの概要

添田町には5つの小学校があり、そのうち添田小学校、中元寺小学校、落合小学校の3校区内で放課後児童クラブを実施している。そえだ学童保育所は添田小学校内の空き教室、落合学童保育所は落合小学校図書室と空き教室を利用、中元寺学童保育所は中元寺小学校より徒歩5分（300m）の距離に位置する中元寺公民館を利用し、運営を行っている。そえだ学童保育所については、真木小学校より、複数の生徒が利用している。

①位置・支援単位数

施設名	所在地	施設位置	定員	支援単位
そえだ学童保育所	添田町大字添田 1333 番地	添田小学校内	110 名	3
中元寺学童保育所	添田町大字中元寺 2465 番地	中元寺小学校近くの公民館内	30 名	1
落合学童保育所	添田町大字落合 1113 番地	落合小学校内	30 名	1



②施設

そえだ学童保育所



そえだ学童保育所外観



そえだ学童保育所室内

中元寺学童保育所



中元寺学童保育所外観



中元寺学童保育所室内

落合学童保育所



落合学童保育所外観



落合学童保育所室内

③職員数

施設名	放課後児童支援員	補助員
そえだ学童保育所	常勤：5名	パート：4名
中元寺学童保育所	常勤：2名 非常勤：1名	パート：3名
落合学童保育所	常勤：5名 非常勤：1名	パート：4名

※令和6年3月時点

④運営・利用料

施設名	運営主体	利用料
そえだ学童保育所	そえだ学童保育所保護者運営委員会	月額6,050円
中元寺学童保育所	中元寺学童保育所保護者運営委員会	月額4,000円
落合学童保育所※1	落合学童保育所保護者運営委員会	月額4,000円

※1 落合学童保育所は令和6年度をもって閉鎖する予定

⑤保育時間

施設名	平日	土曜日	長期休み期間
そえだ学童保育所	放課後～18:45まで	7:30～18:45	7:30～18:45
中元寺学童保育所	放課後～18:30まで	7:30～18:30	7:30～18:30
落合学童保育所	放課後～18:30まで	7:30～18:30	7:30～18:30

(2) 児童数の状況

①児童の利用状況

令和6年1月時点の各校児童数と各学童利用児童数は次のとおりである。町全体の放課後児童クラブ利用率は39.3%となっている。

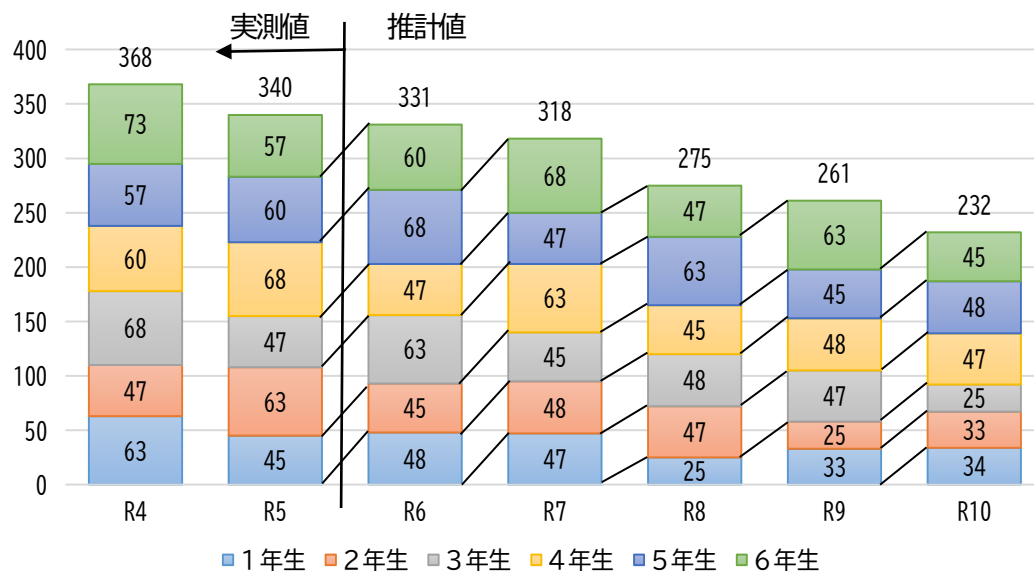
令和6年1月時点

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
添田	児童数	41	48	36	44	44	38	251
	利用児童数	18	25	13	12	16	4	88
	利用率	43.9%	52.1%	36.1%	27.3%	36.4%	10.5%	35.1%
中元寺	児童数	3	6	3	10	6	8	36
	利用児童数	3	6	2	8	3	6	28
	利用率	100.0%	100.0%	66.7%	80.0%	50.0%	75.0%	77.8%
落合	児童数	0	3	3	0	6	4	16
	利用児童数	0	2	2	0	4	4	12
	利用率	0.0%	66.7%	66.7%	0.0%	66.7%	100.0%	75.0%
真木※1	児童数	3	6	5	9	4	6	33
	利用児童数	2	2	0	0	0	0	4
	利用率	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%
計	児童数	47	63	47	63	60	56	336
	利用児童数	23	35	17	20	23	14	132
	利用率	48.9%	55.6%	36.2%	31.7%	38.3%	25.0%	39.3%

※1真木小学校区には放課後児童クラブがないため、そえだ学童保育所を利用

②児童数の推移

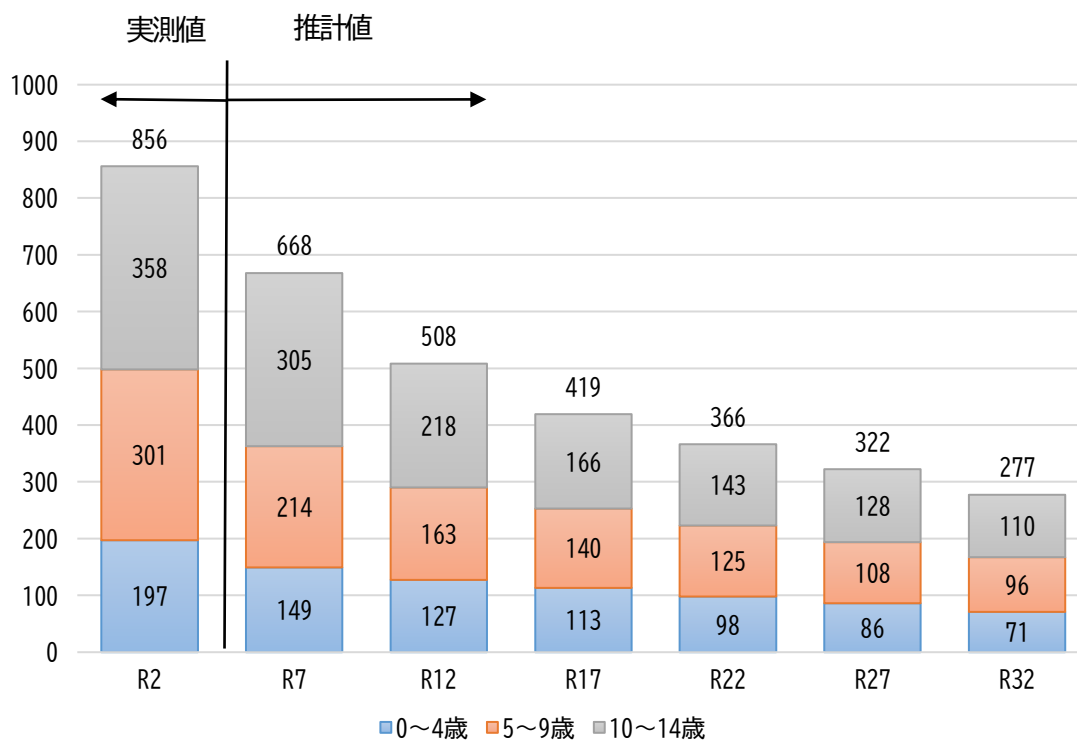
- ・下記のグラフは添田町の各小学校区の児童数の推移である。グラフを見ると、添田町の児童数は減少傾向にあり、令和10年には令和5年児童数の約7割になると想定される。なお、令和6年以降の1年生の児童数は出生数より推計し、2年生以上の児童数については、会増減を含めず児童が次年度進級すると想定した数値としている。



R4 添田町資料より作

③将来の14歳以下の人口の推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、添田町の14歳以下の人口は減少傾向にあり、令和2年の856人から20年後の令和22年には366人へと約43%に減少すると予測されている。



資料 R2 国勢調査
R5 国立社会保障・人口問題研究所

2. 職員・利用児童ヒアリング及び保護者アンケート

(1) ヒアリング概要

ヒアリング方法等

職 員…各学童保育所の職員に事前資料を配布し、記入された回答をもとにヒアリングを行った。

利用児童…各学童保育所の4年生～6年生の高学年を対象にヒアリングを行った。

ヒアリングの日時

職員・利用児童ヒアリングは下記の日程で行った。

場所	日時
そえだ学童保育所	令和6年2月22日 15:30～
中元寺学童保育所	令和6年2月27日 15:30～
落合学童保育所	令和6年2月15日 15:30～

(2) 職員・児童ヒアリング結果

①そえだ学童保育所

現状に関する職員ヒアリング

学校から放課後児童クラブへの通所	・添田小学校の敷地内のため、歩いて通所
利用室・室数	・小学校の空き教室を4室使用
利用児童のグループ分け	・学年でグループを分けている
1日の職員の勤務体制の人数	・8～12名（常勤者5名、その他パート、アルバイト）
放課後児童支援員資格の所持者	・6名
放課後児童クラブ内での勤務時間の違い	・土曜日、夏休みなどは大学生のアルバイトに来てもらっている
社会見学・体験学習などの外出の有無・頻度・行先	-
保護者の迎え時間	・一定であるが、変更の場合は事前に連絡がある
保護者との連絡	・個別の連絡は連絡帳や電話 ・全体への連絡はメールで共有
職員間の情報共有・連絡	・毎日の会議で全体に共有 ・その他、口頭やトランシーバーでの共有
ヒヤリハット事例の有無と内容	・動き回って、机の角にぶつかる　・子ども同士の衝突 ・石を投げる　・進入禁止エリアに行く
困っていること	・トイレのカギが開かないことがあった　・遊具が古く、故障や事故が心配 ・室内で我慢できずに動きまわる子どもを注意しても翌日には元通り
良いと感じていること	・学校の敷地内の為、安心　・外に手洗い場がある ・何かあれば担任の先生が報告、見に来る　・全部屋にTVがある ・職員が上下階に分かれてもトランシーバーで連携しやすい　・本や遊具が充実
不具合や改善要望箇所	・トイレが少なく、男女が一緒　・机の角が角ばっている ・上下階移動の際に外に出なければいけない　・部屋が狭い ・下駄箱が不足　・ボール遊びができない ・着替えの場所がない　・職員のロッカーは運用に工夫を凝らしているものの限界に近く数が不足気味　・傘立てが雨ざらし ・玄関が狭い　・児童のロッカーの大きさがバラバラ
新しい施設への要望	・休養室　・備品、おやつを収納できる部屋　・広い事務室 ・柵の増加　・屋根付きの庭　・職員駐車場　・多目的トイレ ・男女別の洋式トイレ　・学習部屋と遊ぶ部屋が別
現在の保護者の迎えの交通手段	・車
指導員の通勤手段	・車
駐車場の動線	・保護者の迎えは5時以前に来る場合は体育館周辺に駐車し、徒歩で迎えにくる ・5時以降は給食室前まで車で進入を可能としている ・職員は学童保育所の施設周辺に駐車
敷地選定の際に重視してほしいポイント	・保護者の迎えがスムーズにできる　・学校との距離（可能であれば敷地内） ・児童が安全に走ったり、遊びまわれる場所　・子ども達が安全に通える場所
学校の先生との情報交換手段・頻度	・添田小学校は、学年通信を毎週各学年から、月間予定表を教頭先生からもらう ・真木小学校は、学年通信と月間予定表を児童を通じてもらう
その他	・子どもが安全に過ごせて、保護者が安心して預けられる放課後児童クラブ ・ゆったりした広さ、日当たりの良い場所

利用児童ヒアリング

放課後児童クラブの利用頻度	・毎日くるが、習い事がある日は早く帰る児童もいる
放課後児童クラブでの過ごし方	・宿題、おやつ、パズル、カードゲーム、ビデオ、鬼ごっこ
誰と何して遊ぶか	・友達と会話、友達とパズル、友達と鬼ごっこ
楽しいこと	・友達と過ごすこと（ボール遊び、鬼ごっこ、会話、カードゲームなど）
気になること、困っていること	・トイレが男女一緒
新しい施設に対しての要望	・広いトイレ

そえた学童保育所における1日のタイムスケジュール

平日

[illegible]

土曜日

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
開所	自由時間	出席確認	朝の活動	学習時間	自由時間	昼食	休息	学習時間	自由時間		

夏休み、春休み

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
開所	自由時間	出席確認	朝の活動	学習時間	自由時間	昼食	休息	学習時間	自由時間		

冬休み

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
開所	自由時間	出席確認 朝の活動	学習時間	自由時間		昼食	休息	学習時間		自由時間	

②中元寺学童保育所

職員ヒアリング

学校から放課後児童クラブへの通所	・中元寺小学校から徒歩5分程度で、歩いて通所
利用室・室数	・中元寺公民館を利用し、主に児童室と講堂で過ごす
利用児童のグループ分け	・学年問わず、同じ部屋で過ごす
1日の職員の勤務体制の人数	・3名
放課後児童支援員資格の所持者	・3名
放課後児童クラブ内での勤務時間の違い	・週1回の方は15時～17時
社会見学・体験学習などの外出の有無・頻度・行先	・土曜日に図書館や児童館に行くことがある
保護者の迎え時間	・一定
保護者との連絡	・主にLINEや電話
職員間の情報共有・連絡	・分かり次第、口頭にて共有
ヒヤリハット事例の有無と内容	－
困っていること	－
良いと感じていること	・調理場がある ・講堂を利用できるため、天気を問わず利用児童が体を動かせる
不具合や改善要望箇所	・冬場は床が冷たい、お湯が出ない
新しい施設への要望	・屋内外で遊べる場所
現在の保護者の迎えの交通手段	・車
指導員の通勤手段	・車でスペースに問題はない
駐車場の動線	－
敷地選定の際に重視してほしいポイント	－
学校の先生との情報交換手段・頻度	・毎週、学年通信をもらう ・下校時間が変更の場合は教頭先生より、連絡をもらう ・職員から電話をかけたり、学校からも聞き取りや、電話あり
その他	－

利用児童ヒアリング

児童クラブの利用頻度	・毎日くる児童や、不定期でくる児童もいる
児童クラブでの過ごし方	・宿題、おやつ、ドッチボール、バドミントン、追いかっこ
誰と何して遊ぶか	・友達と追いかっこ、みんなでドッチボール
楽しいこと	・友達と遊ぶこと（ドッチボール、追いかっこ）
気になること、困っていること	・トイレが臭い
新しい施設に対しての要望	・高い天井のプレイルーム、空調設備、自動ドアの入口

平日

土曜日

夏休みなど

12

③落合学童保育所

職員ヒアリング

学校から放課後児童クラブへの通所	・落合小学校の敷地内のため、歩いて通所
利用室・室数	・図書室と空き教室を利用しており、主に図書室で過ごす
利用児童のグループ分け	・学年問わず、同じ部屋で過ごす
1日の職員の勤務体制の人数	・平日4名、土曜日2名
放課後児童支援員資格の所持者	・6名（パート含む）
放課後児童クラブ内での勤務時間の違い	・都合により違いあり ・土曜日は支援員が午前と午後で交代し、アルバイトが1日通して勤務
社会見学・体験学習などの外出の有無・頻度・行先	・以前は散歩で、落合小学校周辺を歩いていたが、コロナ禍になり中止した。
保護者の迎え時間	・ばらつきがある
保護者との連絡	・主にLINEや電話で連絡
職員間の情報共有・連絡	・指導員間で連絡帳や口頭で共有
ヒヤリハット事例の有無と内容	・子ども同士の衝突　・敷地外への飛び出し ・遊具からの落下
困っていること	・1～6年生までいるため、パワーバランスが難しい
良いと感じていること	・図書室を利用しているので、広くて、本やイス、机が充実 ・施設内で卓球台の使用ができる　・手洗い場が併設されている
不具合や改善要望箇所	・トイレが1階にあり、個室も1つしかなく、利用する際は外に出る必要がある ・外遊び時に死角になる部分がある ・施設前の排水が悪く、水が溜まる
新しい施設への要望	・休養室　・部屋から見渡せる運動場 ・広い遊び場　・トイレの増加
現在の保護者の迎えの交通手段	・車
指導員の通勤手段	・車、徒歩、自転車でスペースに問題はない ・駐車場所は小学校の先生が駐車していない空いている区画に停めている
駐車場の動線	・動線上に問題はないが、迎え時に保護者同士の会話中に子どもを駐車場で遊ばせているのは危ないと懸念
敷地選定の際に重視してほしいポイント	・学校から1～2分の距離で、車道を通らない通路 ・児童が安全かつ快適に過ごせること
学校の先生との情報交換手段・頻度	・情報交換は行っており、お互いに訪問することも多い
その他	・早急に新しい放課後児童クラブの形を決め、保護者へ共有してほしい

利用児童ヒアリング

児童クラブの利用頻度	・毎日くるが、習い事がある日は早く帰る児童もいる
児童クラブでの過ごし方	・宿題、おやつ、外でボール遊び、卓球、カードゲーム、読書
誰と何して遊ぶか	・近い学年と外でボール遊び、みんなで鬼ごっこ
楽しいこと	・外で遊ぶこと、読書、卓球、みんなで遊ぶ
気になること、困っていること	・特にない
新しい施設に対しての要望	・卓球台、外で遊べること、カードゲーム、バスケットゴール

落合学童保育所における1日のタイムスケジュール

平日

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00

土曜日

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00

夏休み、春休み

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00

冬休み

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00

(3) 保護者アンケート概要

各放課後児童クラブ利用者の保護者を対象にアンケートを行った。

設問については以下の4項目である。

1. 放課後児童クラブで子どもが楽しそうにしていること
2. 放課後児童クラブの現在の利用、新しい利用で気になっていること
3. 新たな放課後児童クラブに望むこと
4. その他・自由意見

(4) 保護者アンケート結果

保護者アンケートの結果を施設に関わる回答と運営に関わる回答に分類した。

結果は以下のとおりである。

保護者アンケート結果（施設）

	項目	施設
子どもが楽しそうにしていること	外遊び	・身体を動かして遊ぶこと
	内遊び	・体育館で遊べる（長期休み） ・身体を動かして遊ぶこと
現在の学童保育所の利用で気になること	運営	・外遊びがたくさんできているか
	宿題	・勉強する環境
	トイレ	・トイレが使いづらい
新たな学童保育所の利用で気になること	場所	・新校舎が出来た後どうなるのか ・新校舎の立地との関係
	通所	・学校から放課後児童クラブへの道のり ・先生方が学校から放課後児童クラブまで一緒に行くのか単独なのか
新しい施設に望むこと	外遊び	・遊べる場所を増やしてほしい ・遊具の設置 ・広い場所で走り回れるところ
	内遊び	・屋内でも体を動かせること ・広さ
	場所	・新しい学校に併設 ・児童館、図書館等と併設 ・学校の近く ・安全に放課後児童クラブに行けること ・利用しやすい環境
	安心・安全	・学校と放課後児童クラブの行き帰りの安全性 ・安全上のカメラの設置
	その他運営	・早期開設（新設希望） ・充実した設備
	駐車場	・駐車場出入口の見通しを良くしてほしい ・広々とした駐車場（先生方の駐車場も含む）
その他	自由意見	・学校周辺や放課後児童クラブまでの道にスクールゾーンが表示 ・子ども達と取り巻く空間にも配慮した施設づくり (グラウンドや体育館の活用、子どもの意志に応じ、何ヶ所か遊び場の解放等)

保護者アンケート結果（運営）

	項目	運営
子どもが楽しそうにしていること	内遊び	・行事（お楽しみ会、クリスマス、節分、交通安全教室、プレゼント） ・カードゲーム（トランプ）、お絵かき、ブロック遊び、ビデオ鑑賞、漫画、工作（夏休み）など
	人との関わり	・他校の友達や他学年との関わり ・友達と話したり遊んだりすること
	職員（バイト）	・先生方と一緒に遊ぶこと ・お兄さん、お姉さんとの交流
	宿題	・勉強するときと遊ぶ時のけじめをつけている ・家でするより集中できる ・勉強をみてる
	おやつ	・おやつ時間 ・今日のおやつが何か考えているとき
現在の学童保育所の利用で気になること	運営	・保護者全員参加の説明会は毎回参加が必要か ・DVDばかり見ることが嫌な児童が多い
	利用期間	・長期休みのみ預けられるとよい ・年末年始、お盆、GWの休み
	人との関わり	・児童と根拠を持った対話をして欲しい ・友達間のトラブル ・先生や友達と仲良く過ごせているか ・言葉遣いの悪い児童の教育
	安心・安全	・コロナなどの感染症対策
	宿題	・宿題を友達に聞いたり、一人でしていない ・宿題や自習の時間の児童たちの様子 ・お姉ちゃんたちに宿題の答えを教えてもらっている
	お弁当	・冬に冷たいまま食べるのはかわいそう
	おやつ	・持って帰っても溜まっていく（好き嫌い等）
新たな学童保育所の利用で気になること	保育料	・同じ町内の放課後児童クラブで料金が違う ・金額面
	運営	・人数が増えることで起こるトラブル（管理など）
	利用時間	・平日の利用時間や長期休みの時の開所時間
	利用期間	・長期休みのみ預けられるとよい ・年末年始、お盆、GWの休み
新しい施設に望むこと	内遊び	・図書室に行く機会
	金額	・料金の変更なし ・利用料をもう少し安くしてほしい ・2人目以降助成制度 ・日割り金額や兄弟割引など
	人	・今まで通り、あたたかな雰囲気 ・みんなが仲良くできること
	安心・安全	・学校に併設されない場合、支援員2人以上が迎えに行く等の対策 ・放課後児童クラブ内での報告、連絡、相談
	その他運営	・行政主体で運営してほしい ・児童が行きたくなる環境づくり ・遊ぶ時間を増やしてほしい ・すぐに溶け込めるような環境 ・長期休みのみの預かり ・大学生（高校生）のスタッフ ・学びっこ教室などのように、勉強を教えてくれる先生や機会 ・合併後の先生方の継続
	宿題	・放課後児童クラブ内で終わらせといてほしい
	昼食	・長期休みの時、お金を請求してよいので昼食を出してほしい ・長期休みで朝からのとき、昼食の時間を早めてほしい ・敷地内に学食をおいてほしい
	おやつ	・長期休みでもおやつがほしい ・栄養のあるおやつ ・おやつはなくてもよいのでは（イベントの時だけ/希望制にする等）
その他	自由意見	・児童たちの放課後を有意義な時間にできるように見直してほしい ・他の自治体の仕組みなど参考に、添田町の学童保育、児童や支援員が今より充実してほしい ・長期休み前の話し合いの時、共働きのため、都合を合わせる事が大変 ・新たな放課後児童クラブの運営に関して、住民にも計画の方向性など、情報提供を行政の方々からお願いしたい ・登下校のバスの運行状況により、放課後児童クラブ利用の有無が変わる

(5) まとめ

①職員ヒアリング

- ・各放課後児童クラブは土曜日や夏休みなどには高校生や大学生のアルバイトを雇用している。
- ・児童は室内で動き回るため、子ども同士の衝突や机との衝突が多く、注意が必要である。
- ・そえだ学童保育所は、トイレが男女共用であり、トイレが不足している。
- ・落合学童保育所は、トイレが不足している。
- ・児童の体調などの情報について日常的に学校との連携が求められている。
- ・体調の悪い児童のための休養室が必要である。
- ・低学年児童は排泄を失敗することもあり、着替えや更衣室が必要である。シャワーもあると良い。

②利用児童ヒアリング

- ・多くは体を動かして遊ぶことが楽しいと感じており、室内外問わず、身体を動かせる空間が望まれている。
- ・室内ではトランプや読書などを好む児童もいる。
- ・他学年と遊べて楽しい児童がいる。
- ・同年代と遊ぶことが楽しい児童もいる。

③保護者アンケート（施設）

- ・児童たちは体を動かすことを楽しく、新しい放課後児童クラブでは屋外と室内それぞれで動き回れるスペースを望む意見が多い。
- ・立地として新学校の周辺で、下校時に安全に通える距離が求められる。
- ・駐車場は広く、見晴らしの良さが求められる。

④保護者アンケート（運営）

- ・他学年や支援員、パートの学生との関わりが良い。
- ・合併後も今の職員の継続を望む声が多い。
- ・人数規模が変わることでのトラブルが懸念されている。
- ・保育料金についての意見が多い。
- ・長期休業中のみの預かりを希望する意見もある。
- ・スクールバスの運行状況、放課後児童クラブとの連携について知りたい。

3. 計画候補地の条件整理

(1) 候補地の概要

①位置・規模等

・候補地は以下のとおりである。既存建物がなく新築を前提とするものと、既存建物があり改修利用を前提とするものがある。

新築	
添田公園駐車場（未舗装箇所） 添田町大字添田字柳迫 1621 番 1 の一部、他	新添田町立小中学校に隣接するため池 添田町大字添田
	
現添田小学校（グラウンド） 添田町大字添田 1333	添田町体育館北側（町民プール跡） 添田町大字添田
	

改築	
現添田小学校（校舎） 添田町大字添田 1333	旧宮城幼稚園（園舎） 大字添田 1353-2
	

②各候補地の条件整理

下表のとおり、計画地は添田公園駐車場（未舗装箇所）を最有力候補地とした。

	項目	添田公園駐車場（未舗装箇所）	新添田町立小中学校に隣接する ため池あと	現添田小学校(グラウンド)	添田町体育館北側 (町民プール跡)	現添田小学校校舎	旧宮城幼稚園園舎（R6.3 閉園）
基本情報	概 要	新築 添田公園駐車場（未舗装箇所）を一部占用し、建物を新築	新築 ため池を埋めて敷地を確保し、建物を新築	新築 現添田小学校のグラウンド等に、建物を新築	新築 町民プール跡地に建物を新築	改築 現添田小学校の施設を改築して利用	改築 幼稚園の建物を改築して利用
	位 置						
	ハザード	・不動滝浸水域(将来、耐震工事予定)		・一部、原ため池浸水域(将来、耐震工事予定)	・土砂災害警戒区域	・一部、原ため池浸水域(将来、耐震工事予定)	
	規 模 ※土地：敷地面積 ※建物：延床面積	・敷地面積：約 2,700 ㎡(図上求積)	・敷地面積：約 1,500 ㎡（図上求積）	・敷地面積：約 2,100 ㎡ ※グラウンドの半分程度を利用 ※グラウンド面積：4,191 ㎡	・敷地面積：約 3,300 ㎡（図上求積）	・延床面積：5,686 ㎡	敷地面積:3,500 ㎡(図上求積) 延床面積：586.4 ㎡(図上求積)
評価	新小中校からの 児童のアクセス ※低学年想定(30m/分)	・良好、徒歩約 6～7 分(正門から約 200m) ・車道横断なし	・良好、徒歩約 2 分(正門から約 60m)	・やや良、徒歩約 16～18 分（約 500～550m） ・県道を横断	・やや良、徒歩約 13 分(約 400m) ・車道を横断	・やや良、徒歩約 16～18 分（約 500～550m） ・県道を横断	・最も遠い、徒歩約 20 分(約 600m)
	自動車での アクセス・接道 ※距離、道路幅員等	・公園駐車場の利用可能。 ・一般利用駐車場との安全確保、季節的な混雑に対する配慮の必要性あり	・保護者送迎駐車場は別敷地となり、徒歩移動が必要(公園駐車場が有力)	・保護者送迎用駐車場の設置可能	・運転者から道路の見通しが悪い ・保護者送迎用駐車場の設置可能	・保護者送迎用駐車場の設置可能	・施設への道路（幅員 4m）が狭く、離合できない。 ・保護者送迎用駐車場に問題あり ・送迎車が増え、近隣住宅への説明が必要
	造成等の必要性	・造成の必要なし、ただし、都市公園の一部であり占用手続の必要性あり	・造成あり（樹木伐採、切土、地盤改良） ・開発許可手続が必要	・造成の必要なし	・造成の必要なし	・造成の必要なし	・造成の必要なし。 ・擁壁更新の必要あり。
	建 物					・建設後 47～48 年(S50～51 年建設) ・現そえだ学童保育所使用の棟は S57 年建設 ・劣化度確認が必要	・建設後 42 年、劣化度確認が必要 ・耐震性、アスベスト調査、構造調査が必要
	インフラ・設備	・東側道路との間に約 2m のレベル差があり、直接出入りを可能にする階段等の設置が必要 ・北側町道の埋設給水管あるいは東側の地表露出給水管から引込の必要性あり	・前面道路より給水引込 ・敷地内の浄化槽設置で、敷地規模を考慮して配置の制限	・既存浄化槽の規模不適合および排水経路に課題あり	・前面道路より給水引込 ・隣接する体育館に影響しないような隣地境界線の設定が必要（敷地形状に一定の条件）	・現状トイレ不足、利用人数増加の場合はトイレ増設が必要 ・既存浄化槽の規模不適合および排水経路に課題あり	・施設を利用する対象年齢が異なり、水廻り等の改修が必要（既存は未就学児対象施設）
	外 構	・外灯の整備必要 ・屋外遊び場確保可能	・外灯の整備必要 ・屋外遊び場は別敷地	・外灯の整備必要 ・屋外遊び場確保可能	・外灯の整備必要 ・屋外遊び場確保可能	・外灯の整備必要 ・屋外遊び場確保可能	・外灯の整備必要 ・屋外遊び場確保可能
	スケジュールへの 影響要因	・新築設計 ・建設工事 ・外構工事	・新築設計、開発許可申請 ・開発工事(地盤改良、整地工事等) ・建設工事 ・外構工事	・新築設計 ・建設工事 ・外構工事	・新築設計 ・建設工事 ・外構工事	・改修設計 ・改修工事 ・外構工事 ・用途変更手続	・構造調査 ・改修設計 ・擁壁更新、建設工事、外構工事 ・所有権移転あるいは賃貸借契約手続
	メリット	・新たな学校から近い ・造成コストが不要 ・送迎用の駐車スペースが近隣に確保できる ・屋外遊び場確保可能 ・岩石山、添田公園に近く、夏休み等は散策や体力向上、ごみ拾い等のボランティア活動を通じた情操教育も期待される	・新たな学校に隣接し、最も近い	・造成コストが不要 ・運動場利用の可能性あり ・既存そえだ学童保育所利用の児童にとっては慣れ親しんだ環境	・新たな学校から近い ・造成コストが不要 ・利用予定の重複がなければ体育館利用可能 ・岩石山、添田公園に近く、夏休み等は散策や体力向上、ごみ拾い等のボランティア活動を通じた情操教育も期待される	・造成コストが不要 ・運動場利用の可能性あり	・屋外遊び場の確保可能。
	デメリット	・一般車両との安全対策が必要 ・北側道路とは約 2m のレベル差があり、階段等整備の必要性あり	・地盤改良等敷地整備のコストを要する ・ため池の造成は建設後、水が噴き出す恐れがある ・保護者駐車場から徒歩移動が必要である ・屋外遊び場は学校グラウンドへ移動が必要 ・土地の利用用途未確定 ・オープンまでに時間を要する	・民有地利用に課題がある ・跡地の全体計画が決まっていない中で利用の場合、全体計画策定により再移転の可能性はある ・候補地の中では比較的遠い ・新たな学校からやや遠く、学校からの歩行移動で県道を横断する ・バス送迎の必要性あり	・道路横断が必要。横断歩道はあるが、運転者側からは見通しが悪い ・駐車場における一般車両との安全対策が必要 ・地下にプール関連構造物が埋まっている可能性あり	・民有地利用に課題がある ・跡地の全体計画が決まっていない中で利用の場合、全体計画策定により再移転の可能性はある。オープンまでに時間を要する。 ・候補地の中では比較的遠い。 ・新たな学校からやや遠く、学校からの歩行移動で県道を横断する。 ・建物全体規模が大きいため、要求基準が高くなる恐れあり ・建築後 50 年で、老朽化が進行している ・バス送迎の必要性あり	・施設利用の対象年齢が異なり、水廻り等改修の必要性あり（既存は未就学児対象施設） ・部屋の大きさが 35 人基準に対して狭く、支援単位数が増加し、運営が非効率になる ・擁壁を更新する必要あり ・設計に先立ち耐震性・アスベスト調査・構造調査が必要になる可能性があり、オープンまでに追加の時間を要する ・建築後 42 年で、老朽化が進行している ・バス送迎の必要性あり
	評価	距離:○、安全性:○、コスト:○、 保護者駐車場:○	距離:◎、安全性:×、コスト:×、 保護者駐車場:×	距離:△、安全性:△、コスト:○、 保護者駐車場:○	距離:△、安全性:△、コスト:○、 保護者駐車場:○	距離:△、安全性:△、コスト:△、 保護者駐車場:○	距離:×、安全性:△、コスト:×、 保護者駐車場:×
課題		・桜の時期に一般車両の混雑に対する配慮の必要性あり	・造成等コストの発生 ・敷地の安全性に課題あり ・保護者駐車場確保の必要性あり	・民有地利用に関する課題 ・新規浄化槽設置の必要性あり ・バス送迎の問題	・横断歩道廻りの見通しの確保 ・体育館利用客駐車場に配慮した児童の安全対策	・民有地利用に関する課題 ・トイレ確保 ・劣化度調査の必要性あり ・バス送迎の問題	・送迎車両の通行について近隣説明 ・候補地の中で最も遠い ・擁壁更新、各種調査（耐震性・構造、アスベスト、劣化度）の必要性あり ・保護者駐車場の確保、バス送迎の問題

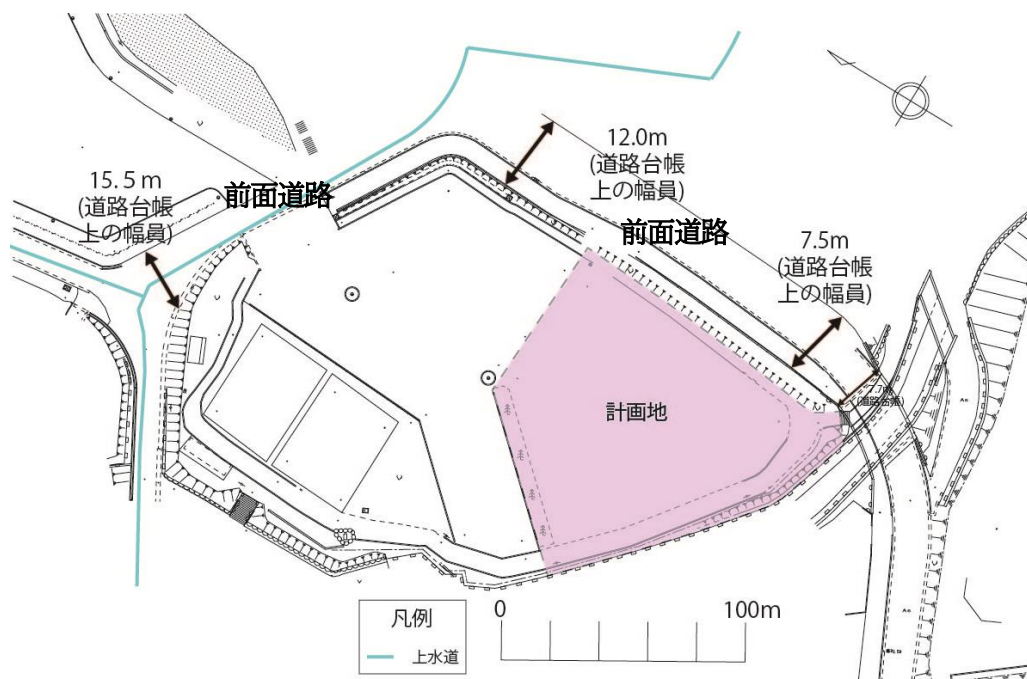
上記以外に新添田町立小中学校、添田町立児童館（添田町立図書館）の利用も考えられるが、下記の理由により候補から除外している。

新添田町立小中学校	・本計画以前に児童下校後の教室利用および利用頻度の低い教室の利用について検討を実施しており、どちらの場合も、教室内の管理等が課題とされた。
添田町立児童館 （添田町立図書館）	・町立図書館および町立児童館として運営しており、建物内に利用に適したスペースがない、また敷地内に増築に適したスペースがない。 ・保護者駐車場また職員駐車場として利用に適したスペースがない。

4. 計画候補地の概要

（１）地形状況

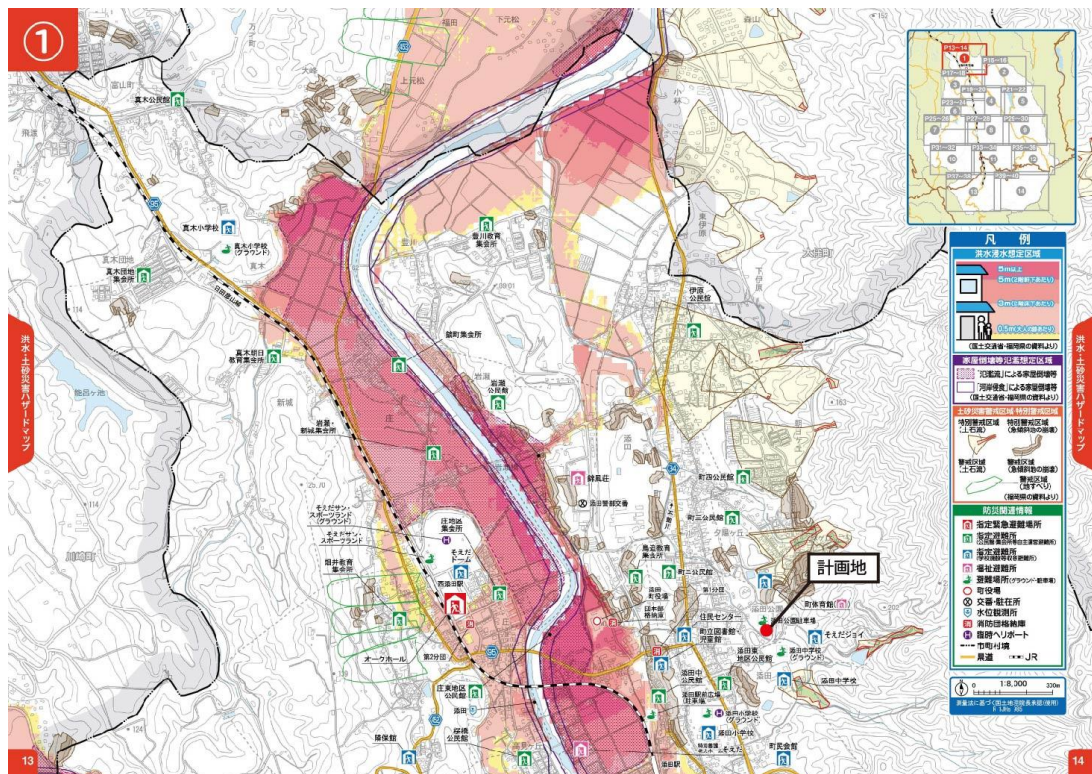
- ・敷地はほぼフラットである。東側道路とは約 2mの高低差がある。上水道は北側町道埋設管あるいは東側の既設地表露出管からの検討が必要である。



(2) ハザード

①総合ハザードマップ

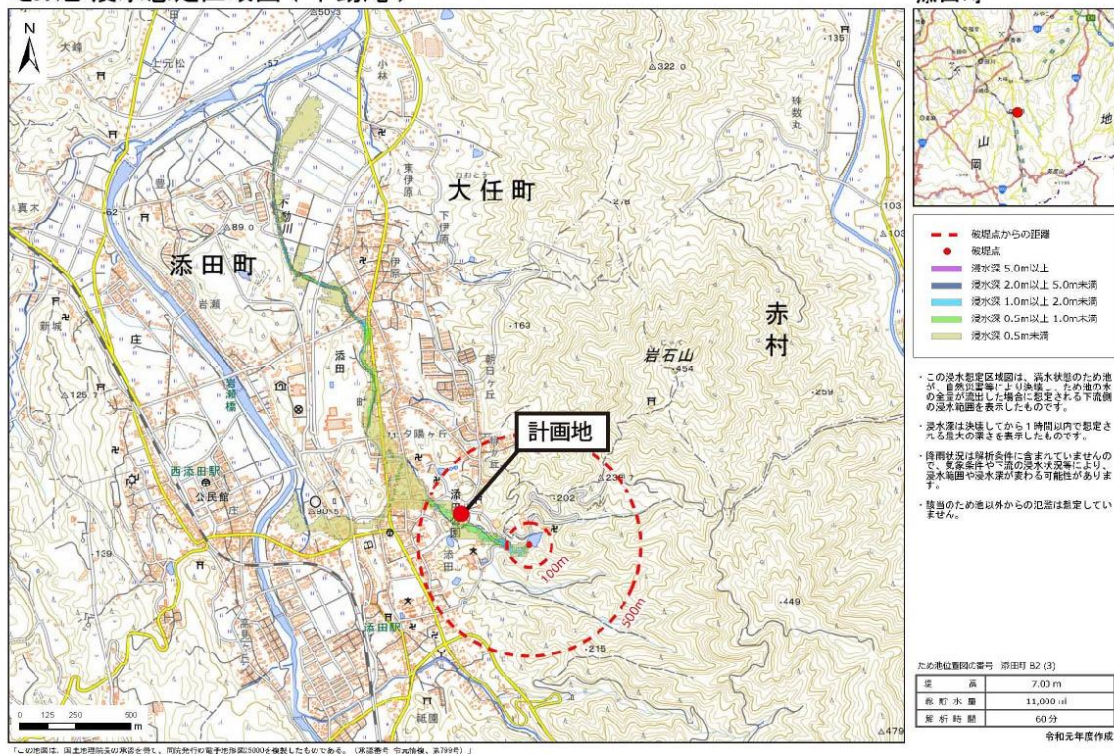
- ・計画地は洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等に含まれていない。



②ため池浸水ハザードマップ (不動滝)

- ・計画地は浸水深さ 0.5m未満、一部 0.5m以上 1.0m未満の区域に含まれている。
- ・不動滝では将来的に耐震工事が予定されている。

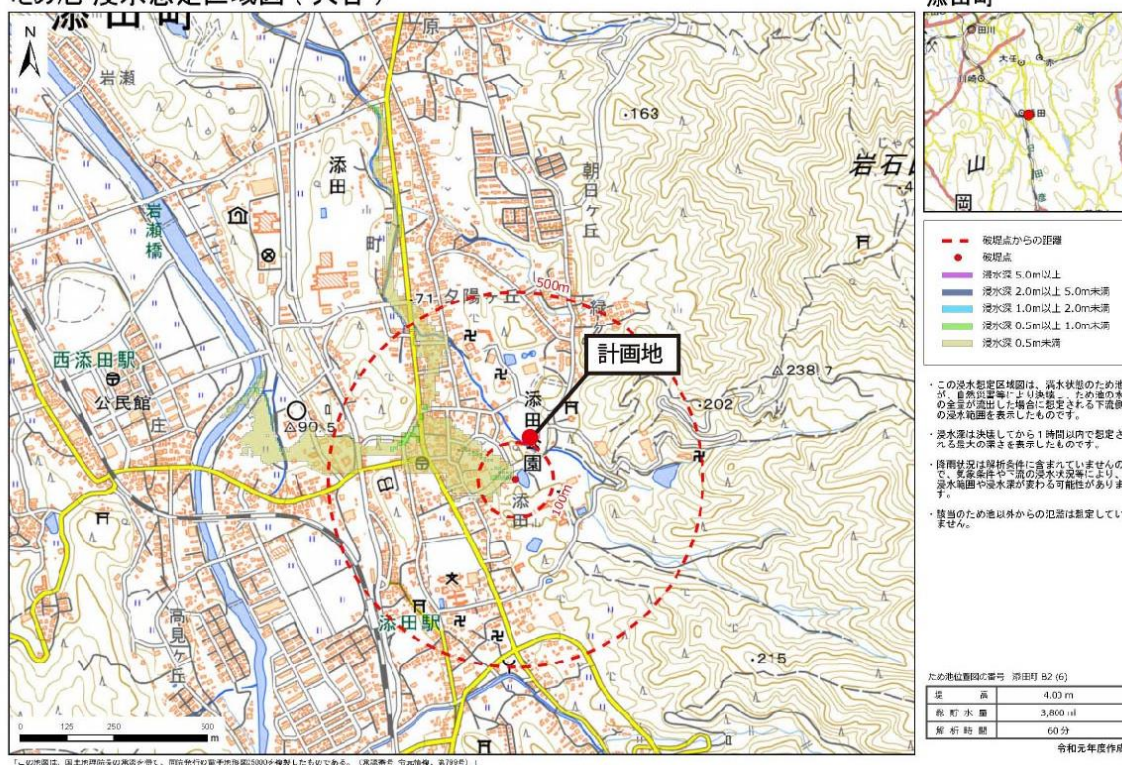
ため池 浸水想定区域図 (不動滝)



③ため池浸水ハザードマップ（大谷）

- ・計画地は対象区域に含まれていない。

ため池 浸水想定区域図（大谷）



5. 法的条件の整理

新施設建設計画に係る法令等による条件を下記のとおり整理する。対応等については、関係者と協議・検討を継続し決定する。

(1) 計画地の法的条件

所在地	福岡県田川郡添田町大字添田字柳迫 1626 番 1 他
敷地面積	約 2,150 m ²
都市計画区域	非線引き都市計画区域
用途地域／その他地域地区	指定なし／都市公園（添田公園・面積 18.10ha）の一部
開発行為の履歴	開発行為の履歴に関する記録なし
建ぺい率／容積率	70％／200％
道路斜線／隣地斜線	1.5／2.5

(2) 関係法令について

各関係法令については、設計時に関係部署と再度協議を行うこととする。

① 都市公園法等

- ・計画地は町の都市公園に含まれており、設置できるのは公園施設あるいは保育所その他の社会福祉施設（通所施設に限定）（以下、「保育所等施設」と言う。）である。そこで、都市公園法第 7 条等により、本施設は都市公園において占有が可能な保育所等施設として整理する。
- ・放課後児童クラブの建設にあたり、都市公園占有の手続きが必要となる。手続きの詳細については、町において協議を継続する。

② 放課後児童クラブ運営指針、 添田町放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例等

- ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設ける必要がある。基準は、児童一人当たり概ね 1.65 m²以上である。
- ・開所している時間帯を通じて、専用区画は放課後児童健全育成事業専用とする。
- ・1 支援単位を構成する児童の数は概ね 40 人以下とする。
- ・1 支援単位ごとに放課後児童支援員等を 2 人以上置かなければならない。

③ 建築基準法等

- ・建築の配置・形態等に関わる集団規定等の主なものは次のとおりである。
- ・建物規模・階数は 700 m²・木造あるいは軽量鉄骨造・平屋建を想定している。

項目	内容
①地域地区	非線引き都市計画区域
②用途地域	指定なし
③防火地域	指定なし
④建ぺい率／容積率	70％／200％

項目	内容
⑤接道	・前面道路は添田町道（建築基準法 42 条 1 項 1 号道路）、幅員 7.5～12.0m ・接道長さは 2m 以上必要だが、計画地と前面道路に約 2m のレベル差があり、直接出入り（避難）できるように階段等の設置を検討する必要がある。
⑥日影規制	用途地域の指定のない区域であり、日影規制の対象外
⑦道路斜線	1：1.5 適用距離：20m
⑧隣地斜線	1：2.5 適用距離：20m
⑨北側斜線	対象外
⑩排水	放流基準 20mg/L
⑪防火	指定なし
⑫特殊建築物	（法 27 条、法 35 条、法別表第 1） ・法別表第 1（2）項 児童福祉施設等の部分が 300 ㎡以上となる想定である ・主要構造部を令 110 条に定めるものとし、延焼の恐れがある部分等の開口部を防火設備とする ・廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路について政令に適合させる
⑬居室の採光・換気	・必要採光面積（学童室・休養室）：各居室床面積の 1/7 ・必要換気面積：各居室床面積の 1/20
⑭天井高	2.1m 以上
⑮床高	木造の場合、地盤から 45cm 以上
⑯廊下	・両側居室の部分：幅員 1.6m ・その他の部分：幅員 1.2m
⑰敷地内通路	出口から道路に通じる幅員 1.5m 以上の通路を確保
⑱防火区画	・面積区画：なし ・異種用途区画：なし ・114 条区画：防火上主要な間仕切壁を小屋裏・天井裏までの準耐火構造とする
⑲内装制限	・居室：難燃 ・通路：準不燃
⑳排煙設備	・原則として必要 ・100 ㎡以内ごとに準耐火構造の壁・防火設備等で区画された部分を除外

④建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」）等

- ・建築物の延べ面積に応じて、建築物エネルギー消費性能基準等への適合義務・努力義務が定められているが、本計画で想定される 300 ㎡以上の中規模の非住宅には、義務基準として一次エネルギー消費量の建築物エネルギー消費性能基準への適合が必要とされるとともに、建築主には一層の向上を図る努力が義務付けられている。
- ・一次エネルギー消費量は、「空調設備」、「機械換気設備」、「照明設備」、「給湯設備」、「昇降機」、「OA 機器等」のエネルギー消費量を合計して算出する。また、再生可能エネルギー（太陽光発電設備やコージェネレーション設備）による省エネ効果は、エネルギー削減量として差し引くことが可能である。このうち「OA 機器等」のエネルギー消費量については、床面積に応じた標準値を用いる。

⑤消防法等

項目	内容
用途区分	(一)～(十四)項に該当しない事業場(施行令別表第1(十五))
無窓階	避難上または消防活動上有効な開口部の面積の合計が床面積の1/30以下のものを無窓階とする。無窓階の場合、消防用設備の設置基準が厳しくなることがある
消火器具	必要
屋内消火栓	不要
スプリンクラー	不要
屋外消火栓設備	不要
自動火災報知設備	不要
消防機関へ通報する火災報知設備	不要
非常警備設備	必要
誘導灯・誘導標識	必要

⑥福岡県福祉のまちづくり条例関連

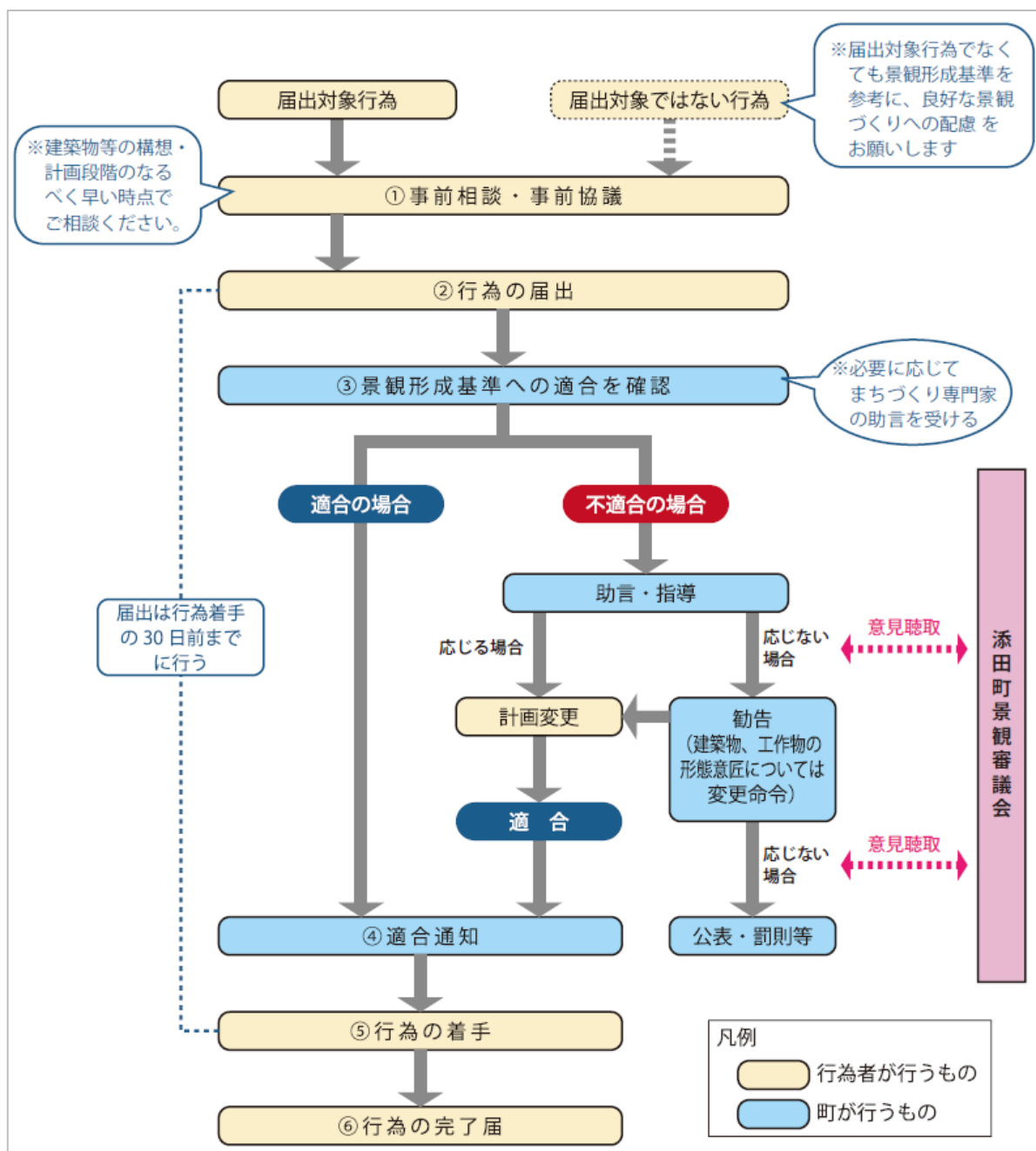
- ・本施設は、社会福祉施設等に該当し、規模によらず特定まちづくり施設に該当する。
- ・新築・改築等の際には、事前相談とともに工事着工30日前までの届出等の手続き等が必要である。
- ・出入口・廊下・便所・敷地内通路等に関する整備基準に適合させる必要がある。

項目	内容
出入口	・有効幅員80cm以上を確保する必要がある ・戸を設ける場合は、自動開閉又は、車いす利用者が円滑に開閉して通過できる構造とする ・車いす使用者の通過に支障となる段差の解消が必要である
廊下	・床面の仕上げは、粗面、又は滑りにくい材料とする
便所	・福祉型便房のある便所を最低1か所設置する
敷地内通路(屋外)	・表面の仕上げは、粗面、又は滑りにくい材料とする ・120cm以上の幅員を確保する ・50m以内ごとに車いすの転回スペースを設ける ・通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状とする
傾斜路	・勾配は1/12以下とする ・傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに住み幅150cm以上の踊り場を設置する

⑦添田町景観計画等

- ・添田町景観計画により、町全体が景観計画区域とされているが、その中でも計画地は「景観形成重点区域（候補）」である「添田本町等地区」に含まれる。さらに、「添田本町等地区」を構成する「中島家住宅～添田公園」の一部とされている。
- ・この地区の景観形成方針案により、「多数の歴史的建造物が点在している、本地区の歴史・文化を象徴するゾーンとして、歴史的な街並みの形成に努める」こととされている。
- ・建設に先立ち、歴史文化財係への事前相談・事前協議や行為着手 30 日前までの行為の届出が必要である。

■届出等の手続き・審査の流れ（「添田町景観ガイドライン」より）

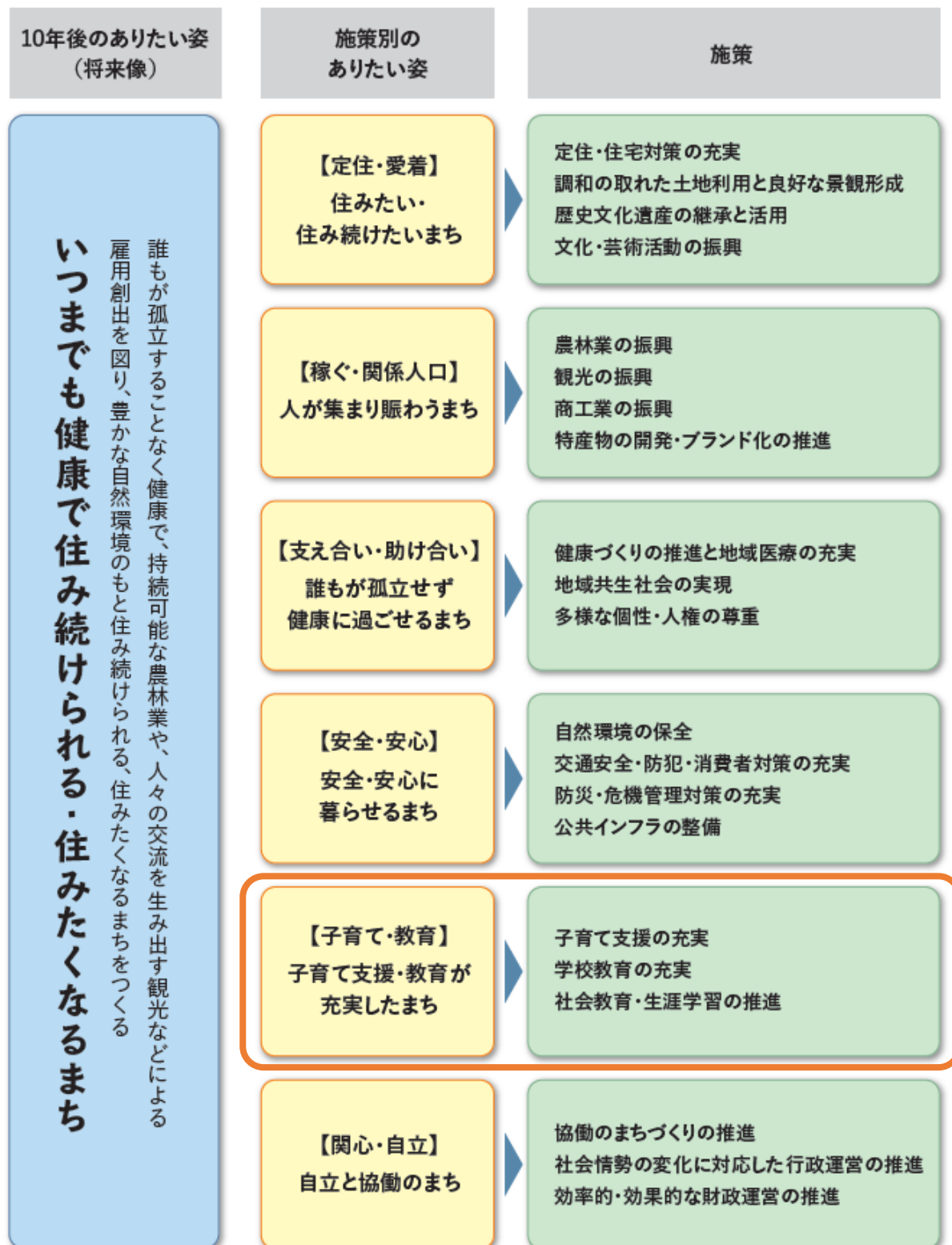


6. 基本計画

(1) 計画理念・コンセプト

① 添田町が目指すまちづくり

■ 施策大綱（「添田町第6次総合計画」より）



②添田町が目指す子育て環境

■基本理念（「添田町第二期子ども・子育て支援事業計画」より）

「子どもと親をみんなで支え
子育ての喜びや楽しみを実感できる
笑顔と元気があふれるまち そえだ」

基本目標

基本目標1	子育て・子育てを実感できるまちづくり	～子育て家庭への支援の充実
基本目標2	子どもの笑顔があふれるまちづくり	～子どもへの支援の充実
基本目標3	地域で子ども・子育てを支えるまちづくり	～地域の子育て環境の充実

③計画理念

子どもたちの笑顔あふれる生活を支え、保護者の安心につなげるとともに
地域とのつながりを深める施設

③計画コンセプト

- ・児童の健やかな放課後の生活を支える「生活環境」
- ・放課後児童クラブ統合のメリットを活かす「交流環境」
- ・児童・職員を守る「安全安心」な施設
- ・周辺地域や自然との共生を目指す「環境に配慮」した施設
- ・職員が働きやすい「労働環境」

（２）施設を構成する支援単位

1 支援単位を 35 人とし、4 支援単位で構成する。

（３）敷地設定・敷地利用

- ・右図のとおり敷地を設定する（着色部分、面積約 2,150 m²）。
形状等の詳細は計画図に示す。
- ・敷地内の浸水想定区域を避けて建物の建設を計画する
- ・保護者・職員の利用する駐車場は別途確保する。



(4) 所要室・規模

想定される所要室および規模の目安を下記のとおりとする。

■ 所要室と規模設定

所要室	規模(m ²)	備考
屋内		
学童室 1～4	240 ～ 250	・必要面積(室あたり)：児童 35 人×1.65 m²/人 以上 ・各室をパーティションで分割し、必要に応じ開放して利用できることが望ましい ・子どものランドセル等収納棚：幅×高さ×奥行 各 40cm 程度 ・学童室および施設全体で Wifi 使用可能とする(タブレット学習に対応)
休養室	14 ～ 16	・ベッド 2 台設置 ・更衣コーナーに目隠しカーテン設置
スタッフルーム	16 ～ 20	・面積：3 人×8～10 m²/人(下記備品設置面積を含む) ・机 3 台、コピー機・書棚等 ・ミニキッチン
ロッカー室	14 ～ 16	・ロッカー 20 人分(ロッカー幅 45×奥行 55 cm)
おやつ倉庫	4 ～ 5	・2.5～3 畳
職員用トイレ	7 ～ 16	・男女別設置
倉庫	10 ～ 12	・6～7.5 畳
手洗いコーナー	55 ～ 60	・手洗い台(給水のみ) ・掃除流し
児童用トイレ(男子)		・小 5、大 2 ブース
児童用トイレ(女子)		・5～6 ブース
多目的トイレ	3 ～ 4	・車いす利用を想定 ・汚物流しを設置(排泄失敗の児童に対応のため給湯)
洗濯機置場		・1 台分
エントランスホール・ 談話コーナー・通路	150 ～ 200	・延床面積の 20～25%程度を想定
外部倉庫	8 ～ 10	
合計	520 ～ 620	※実際には計画の内容により延床面積は前後する
屋外		
広場	～	・敷地内にある程度まとまったスペースを確保する
浄化槽	～	・42 人槽を想定するが、職員の勤務体制等が決定後に再度検討を行う
物干場	～	・建物軒下等に確保する

(5) 運営・管理体制

令和6年4月現在、3つの学童保育所保護者運営委員会により3か所で放課後児童クラブが運営されており、新たな放課後児童クラブでは3か所の児童を受け入れ、運営事業者を統合して新たな放課後児童クラブの運営にあたることが想定されているが、詳細は決定していない。

そこで、今後検討すべき課題等を整理する。

①既存の放課後児童クラブの運営上の主な相違

各放課後児童クラブ間の運営上の主な相違点は下表のとおりである。

	そえだ学童保育所	中元寺学童保育所	落合学童保育所
保育料	6,050 円	4,000 円	4,000 円
保育時間	18 時 45 分まで	18 時 30 分まで	18 時 30 分まで
土曜日・夏休み等のタイムスケジュール	午前・午後それぞれ勉強時間を設けている。	午前中に勉強時間を設けており、自由時間が多い。	午前中に勉強時間を設けており、自由時間が多い。
おやつ	主に菓子を提供	菓子や焼き芋、肉まん等	提示されたものの中から、児童が菓子を選択する。

②関係者間における協議

今後、各学童保育所保護者運営委員会が統合され、1団体として運営を開始するにあたっては、少なくとも上記の相違に対する対応が必要であり、(仮称)新たな学童保育所準備委員会といった協議の場を設け、関係者間における検討を早期に開始することが望ましい。

また、上記以外にも下記項目のような検討も必要と考えられる。設計に関連する事項もあるので、設計時には事業者とともに内容の確認を行う必要がある。

- ・利用児童の4支援単位への振り分け
- ・夏休み等の利用形態
- ・新学校から放課後児童クラブまでの移動方法（安全対策）
- ・開所時間、閉所時間
- ・職員の配置・勤務体制
- ・職員の確保

(6) 基本計画の検討

①放課後児童支援員との意見交換

所要室・諸室配置の考え方・設備等に関する放課後児童支援員との意見交換を行いながら、計画検討を行った。

検討の流れ

第1回 意見交換会	令和6年3月25日 19:00～ そえだ学童保育所にて 主な検討内容 ・児童、放課後児童支援員ヒアリング結果および保護者アンケート結果を共有した。 ・空間構成イメージ案を提出し、下記要素に関する意見交換を行った。後日各学童保育所で意見集約し、電話・電子メールによる意見を町が集約した。 { 空間構成イメージ・必要諸室および諸室配置の考え方 必要設備 空間構成イメージ案 ■空間構成イメージ案 主な意見 ・低学年の子で排泄に失敗する子がいるので、シャワー、汚物流しがほしい。 ・どの学童室からも使いやすいトイレにしてほしい。 ・宿題をタブレットで行うのでWifiは完備してほしい。 ・子どもたちの出入り口には手洗いを設置してほしい。 ・ランドセル等子どもの持ち物をきちんと収納できる棚がほしい。 ・洗濯機置場・物干場がほしい。
----------------------	---

第2回
意見交換会

令和6年4月30日 19:00～

そえだ学童保育所にて

主な検討内容

- ・基本計画原案（A・B案）の提示および意見交換を行い、後日各学童保育所で意見集約し、町が電話・電子メールにより集約した。
- ・B案をもとに検討を継続することを確認した。

基本計画原案（A・B案）



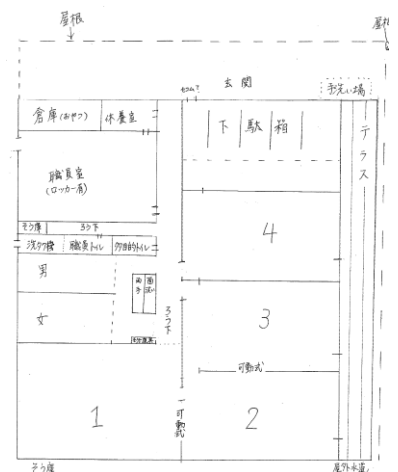
■基本計画原案（A案）



■基本計画原案（B案）

主な意見

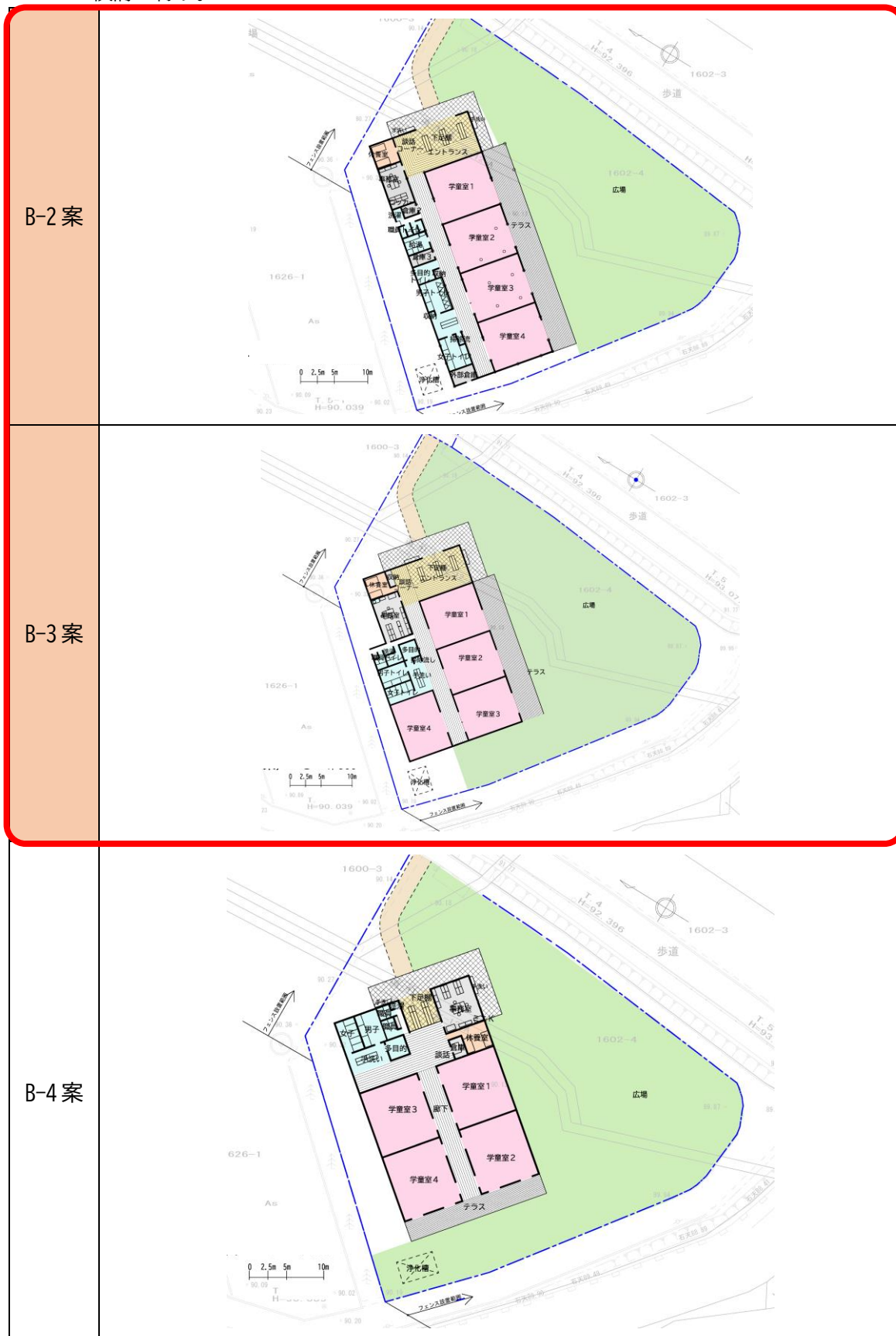
- ・B案のほうが子どもたちの所在・行動が把握しやすい。以後、B案をもとに検討を継続する。
- ・子どもの出入口は1か所にし、保護者の出入りするエントランスホールも合わせて、出入口は1か所に集約してほしい。
- ・子どもたちは学期中は放課後徒歩でやってくるが、帰りは保護者とともに車で帰る。休み期間中は行きも帰りも保護者とともに車なので、駐車場方向への出入りが多い。建物の出入口は駐車場方向に設けてほしい。
- ・建物の向きを南向きから東向きへ変更する。
- ・事務室から近い位置に休養室を設ける。
- ・各種操作盤等の設置は事務室内とする。独立した管理室は設けない。
- ・独立した更衣室は設けず、休養室を利用する。休養室には目隠しカーテンを設置して更衣時に気軽に使えるようにする。
- ・多目的トイレの中に汚物流し・給湯設備を設けて、シャワー兼用できないか。排泄に失敗した子どもの体をきれいにしたい。
- ・独立した給湯室は設けず、事務室内のミニキッチンでよい。

第2回 意見交換会	放課後児童支援員による検討案   ■配置検討案 ■平面検討案
----------------------	--

第3回 意見交換	令和6年5月20～23日 電子メール・電話・ファックスにて 主な検討内容 ・B案をもとにB-2、3、4案を提出し、2案への絞り込みと各案へ意見抽出を依頼した。後日各学童保育所で意見集約し、町が電話・電子メールにより集約した。 選択案 ・B-2 および B-3 案 主な意見 【B-2 案について】 ・エントランスから学童室1に直接出入りできる出入口（引戸）を設けてほしい。 ・エントランス軒下部分に手洗いを設けてほしい。 ・独立した給湯室は必要ない。 ・外部倉庫の位置・大きさを再検討してほしい。 ・浄化槽の位置について変更しなくてよいだろうか。 【B-3 案について】 ・エントランスから学童室1に直接出入りできる出入口（引戸）を設けてほしい。 ・全体配置を西側に寄せてはどうか。 ・外部倉庫の位置・大きさを再検討してほしい。 ・浄化槽の位置について変更しなくてよいだろうか。
---------------------	--

②基本計画イメージ

今後は、B-2 案、B-3 案をベースに放課後児童支援員から出された意見を考慮しながら、設計業務において検討を行う。







7. 事業手法の検討

(1) 事業実施方式

事業手法	設計施工分離発注 (従来型の発注方式)	設計施工一括発注 (DB) (DB: Design Build)
概要	・従来型の手法	- 設計・施工を一括で事業者が発注する。 - 町は発注に先立ち、設計・工事に関する条件等をまとめ、要求水準書を整備する必要がある。 - 町は各事業者の提案内容を審査し、発注先を選定する。
業務等のイメージフロー		
費用構成	・従来型の発注方式で、設計作業委託、工事請負に関する費用が発生する。	- 従来型の発注に加え、要求水準書作成業務委託が発生する。 - 建設工事費用は、従来型と比べ多少抑えられる可能性がある。
実現可能性	・DB方式と比べ、実現性が高いと思われる。	・要求水準書の作成に要する期間が発生し、本事業では実現性がやや低いと思われる。

(2) 支払方式

事業手法	一括支払方式 (従来型の支払方式)	リース方式
概要	・従来型の手法。	- 支払期間を設定し、町が割賦払いで費用を支払う。建設事業費の平準化が可能。 - 施設の所有は、町でも事業者でも可能（事業者所有の場合は、期間を定める。期間満了後は町へ譲渡等の取扱いをあらかじめ定める）。
費用構成・支払時期	・設計業務完了時、工事完成時（あるいは前払い・中間払いを付加）に支払いを行う。	- 施設所有に関わらず、金利手数料等が発生。 - 事業者が施設を所有する場合は公租公課が生じ、町はその費用を負担しリース料として支払う。 - 支払期間は契約期間により、分割払いとなる。
実現可能性	・リース方式に比べ、実現性が高いと思われる。	・支払手続き等に関する規則等の整備が必要。

(1) 全体工程

（２）新たな放課後児童クラブ完成までの対応

添田町立小中学校が令和7年4月に開校予定だが、新たな放課後児童クラブの運営開始は、最も早い場合でも令和8年4月となり、最短で1年間の暫定期間が見込まれる。この期間は、既存の各放課後児童クラブを利用することになる。

令和6年4月現在、添田町内では3団体が放課後学童クラブを運営しているが、令和6年度末に落合学童保育所保護者運営委員会は運営を終える予定であり、現在落合学童保育所を利用している児童はそえだ学童保育所あるいは中元寺学童保育所を利用する必要がある。落合を利用する保護者は個別に各学童保育所と連絡を取り合って検討を行いながら、令和7年2月を目途に、令和7年度以降に利用する学童保育所の申込を行うこととなっている。

10. 概算事業費

項目	数量	単位	単価 (千円)	金額 (千円)	備考
施設整備	1	式			
●調査・設計	1	式			
測量	1	式		1,400	敷地設定（鉋設置）、レベル測量
地盤調査	1	式		1,100	ボーリング4本・各10mを想定
基本・実施設計業務委託	1	式		20,000	
監理	1	式		6,000	
●建設事業費	1	式			
建設工事	1	式		250,000	約210坪×120万円／坪
浄化槽設置工事	1	式		15,000	合併処理浄化槽 (42人槽：放流BOD20mg/L)を想定
外構工事	1	式		20,000	・囲障設置(L=約160m)を含む ・駐車場整備なし
施設維持管理	1	式			利用期間を20年間と想定
●維持管理費	1	式		57,000	・建築物・外構の維持管理のみ（水光熱費、浄化槽維持費等は含まない） ・建設事業費の1％／年×20年間
合計				370,500	

※上記金額には、備品、移転費用等は含んでいない。

11. 今後の課題

施設完成まで

①都市公園「添田公園」の一部占用手続

都市公園内に公園施設以外の施設を設置するため、該当部分の占用に関する手続が必要である。手続の詳細は今後町において定めることとなっており、事業スケジュールあるいは設計スケジュールとの関連で、手続に要する期間等の見通しを明らかにする必要がある。

②敷地利用の調整（最有力候補地である添田公園駐車場について）

前記スケジュールは、設計作業が終了次第、新しい放課後児童クラブ整備事業の最有力候補地である添田公園駐車場の一部において建設工事を実施することを前提としている。

一方で添田公園駐車場の一部は、令和6年5月現在新添田町立小中学校建設事業の事業者が建設工事に伴って利用しており、工期は令和7年3月までと予定されている。また、校舎・体育館の整備終了後、第2期工事として令和7年度には既存中学校校舎解体、中学校グラウンド整備工事の実施、第3期工事として令和8年度には小学校グラウンド整備工事、出入口整備工事の実施が予定されているが、これらの工事に伴い必要となる現場事務所・作業員休憩所・資材置場等はあらためて別敷地で確保する必要があり、関係部署間で連携・協議が必要である。

③運営にかかわる検討

再掲になるが、下記項目のような調整・決定・周知が必要になる。

暫定期間内	新施設開所時
・スクールバスの運行経路に関する調整	・開所時間、閉所時間 ・利用料金（おやつ代の設定を含む） ・職員の確保 ・職員の配置・勤務体制 ・利用児童の4支援単位への振り分け ・夏休みなどの利用形態 ・新学校から放課後児童クラブまでの移動方法

特に夏休みなど比較的時間にゆとりがある日のプログラムに関し、緑豊かな岩石山・添田公園のすぐ近くという立地特性を活かした散策や体力向上活動、ゴミ拾いなどのボランティア活動による情操教育、地域居住者との交流が期待される。

④施設利用に伴う駐車場利用・通勤・送迎に関するルール整備 および施設利用者・周辺住民への周知

本計画では敷地内に保護者用および職員用駐車場を設けないため、駐車場は添田公園駐車場あるいは添田町体育館駐車場を利用することになる可能性が高い。また、保護者による児童送迎が集中する時間帯が生じると想定される。それぞれの駐車場利用者、管理者と連携したルール策定と周辺住民の十分な理解が必要である。

⑤利用児童数の減少に伴う他用途への転用の可能性

施設利用児童数その他の状況に対応する転用

本計画では、放課後児童クラブの利用数をおよそ 140 人（35 人／1 支援単位×4 支援単位）と設定している。添田町内における放課後児童クラブ利用対象年齢の人口は減少が続いているが、放課後児童クラブを必要とする利用ニーズについては今後も大きな変化はないのではないかと考える。しかしながら、利用児童数の減少も想定される。

また、令和 7 年 4 月開校予定の新小中学校に通学する児童生徒が将来的に減少し、生じる空き教室を放課後児童クラブが利用することも考えられる。

このような前提で、将来的には他用途への転用を検討すべき状況になるかもしれない。一方で、建設地の最有力候補地は都市公園である添田公園内の一部であるため、都市公園法により、設置できる施設の利用用途は制限されている。

そこで、許認可等が必要な施設については個別に対応が求められるが、転用後の施設に関し都市公園法と建築基準法の現在の枠組みの中で他用途への転用の可能性について整理したい。

敷地の魅力を活かした用途転用の検討

下記のいずれの場合も、法的な枠組みのほかに、敷地の魅力を存分に発揮することへ大いに配慮して検討を行うべきと思われる。すなわち、岩石山を擁する緑豊かで広大な添田公園の至近に位置していること、自然観察や登山を行う利用者が添田公園に多く立ち寄ること等である。

転用に際しては、公園利用者のための利便施設や公園利用者との交流施設、環境学習施設等としても利用の可能性があることを考慮するべきであろう。

敷地は都市公園のまま、施設の用途のみ変更する場合

前述のとおり、都市公園内では都市公園法令により設置できる施設の用途が制限されており、大別すると公園施設と保育所その他の社会福祉施設（通所施設に限定）（以下、「保育所等施設」と言う。）になる。

よって、当該敷地が都市公園のままで建物の用途変更を行う場合、都市公園法の枠組みの中で転用可能な用途としては、公園施設あるいは保育所等施設が考えられる。

また建築基準法への対応では、児童福祉施設等への転用の場合は法的な対応を必要としない可能性が高い。ただし、規模等に応じ総合的な検討が必要である。

上記以外の用途へ変更する場合

上記以外の用途へ転用する場合は、まず敷地を都市公園から除外する必要がある。また、規模に応じ建築確認申請を提出する必要がある。